

令和4年度 集団指導

～障害児系サービス編～

～対象サービス～

- ・ 児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス
- ・ 保育所等訪問支援 ・ 居宅訪問型児童発達支援

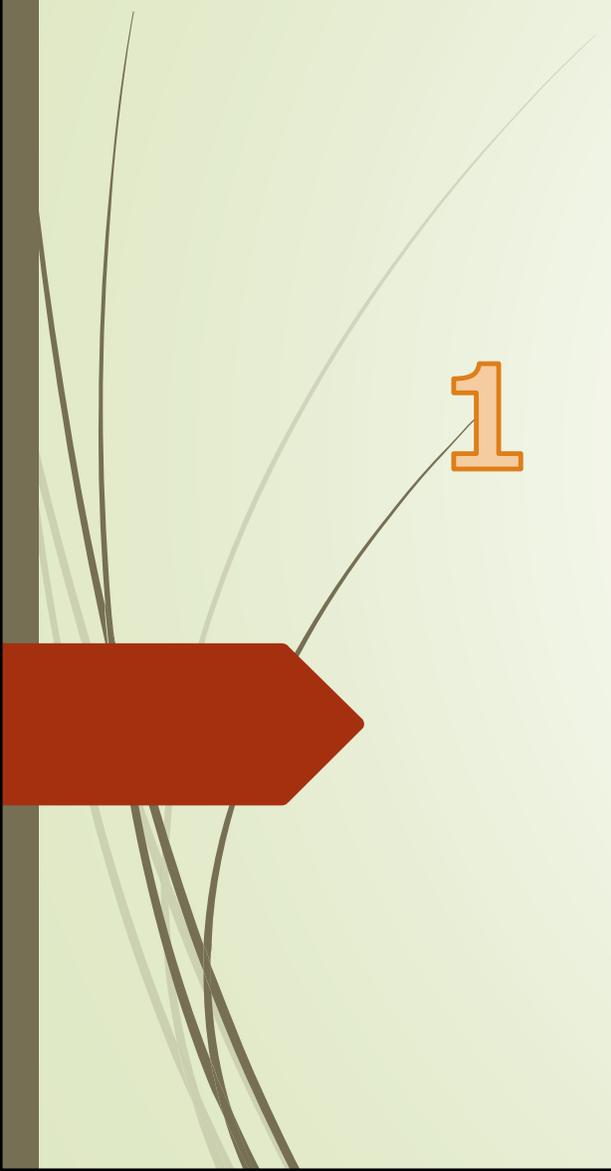
練馬区 福祉部

指導検査担当課 障害福祉サービス検査係



説明内容

- 1 加算の算定に関する事項
- 2 定員超過について
- 3 感染症等まん延防止措置
- 4 関係法令等



1 加算の算定に関する事項

児童指導員等加配加算

要件

基準人員

+

加配人員1名以上

加配人員	
① 理学療法士等	<ul style="list-style-type: none">・ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士・ 心理療法の技術を有する従業者（注1）・ 視覚障害者の生活訓練の技術者養成研修修了者等（注2）
② 児童指導員等	<ul style="list-style-type: none">・ 児童指導員・ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了指導員・ 重度訪問介護従事者養成研修行動障害支援課程修了指導員・ 行動援護従事者養成研修修了指導員・ 手話通訳士および手話通訳者
③ その他の従業者	<ul style="list-style-type: none">・ 上記①、②以外の直接処遇職員

（注1） 大学で心理学またはこれに相当する課程を専修し卒業した者で、個人および集団心理療法の技術を有する者（※ 公認心理師、臨床心理士または臨床発達心理士）

（注2） 国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科を履修した者、またはこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者養成研修修了者

例えば…

例1



① 理学療法士

常勤換算 0.5



① 作業療法士

常勤換算 0.5

+ = 常勤換算 1.0

報酬単価 高

加配人員

① 理学療法士等

例2



② 児童指導員

常勤換算 0.7



③ 指導員

常勤換算 0.3

+ = 常勤換算 1.0

報酬単価 低

加配人員

③ その他の従業者

見落とし注意 ～児童発達支援管理責任者欠如時の 児童指導員等加配加算等の算定について～

児童発達支援管理責任者が欠 員 になっている状態でありながら、児童指導員等加配加算の算定をしていることはありませんか？



この場合、児童指導員等加配加算の算定は…

できません！！



見落とし注意 ~児童発達支援管理責任者欠如時の
児童指導員等加配加算等の算定について~

~~児童指導員等加配加算算定~~

基準人員



加配人員1名以上

(例) 定員10名の場合

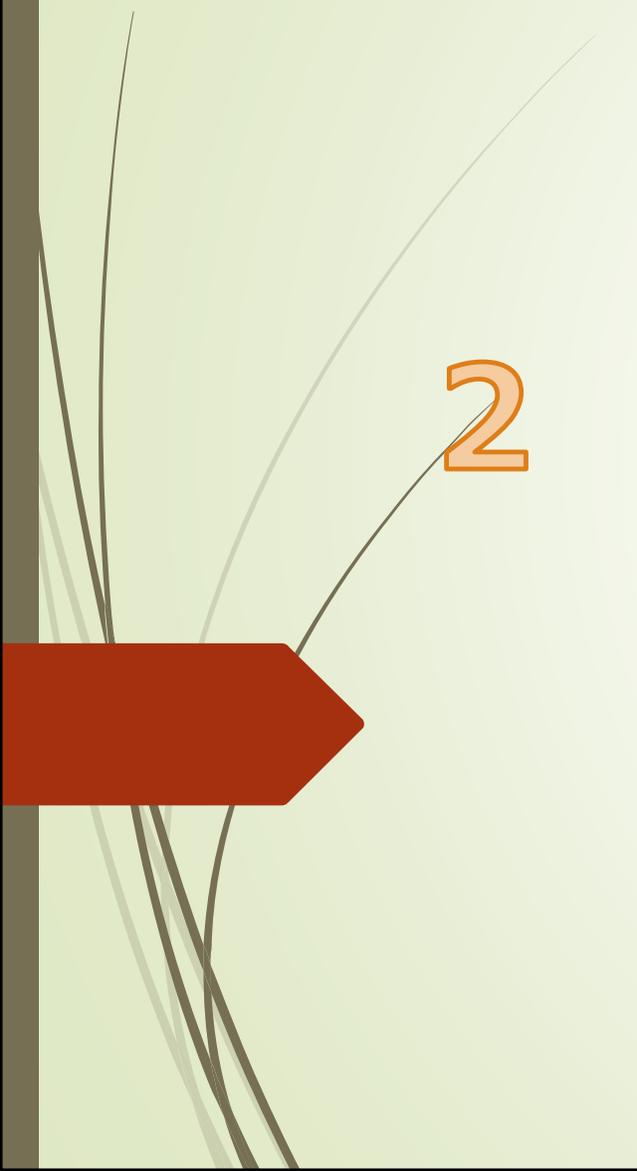
○児童指導員または保育士2人以上

○児童発達支援管理責任者1人以上 **欠如**

○管理者、(機能訓練担当職員、看護職員)

この機会に確認してみてください





2 定員超過について

定員超過は基準条例違反です

(定員の遵守) 都条例第139号 第38条



- ▶ 定員超過利用は、減算にならない範囲であれば、差し支えないわけではありません。
- ▶ 定員超過は、限られたスペースに多く人が在籍することで、怪我や事故等が発生しやすくなります。

安全を確保できるサービスの実施を！！

資料「令和3年度障害児通所支援事業所説明会」
障害児通所支援事業者の事業運営に関する留意事項について（抜粋）

トピックス ～送迎車の安全装置について～

※令和4年12月20日に「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」が示されました。

- 今回、安全装置として示されたのは…



○降車時確認式の装置

○自動検知式の装置



トピックス ～送迎車の安全装置について～

○降車時確認式の装置

降車時確認式の装置



エンジン停止後、運転者等に車内の確認を促す車内向けの警報

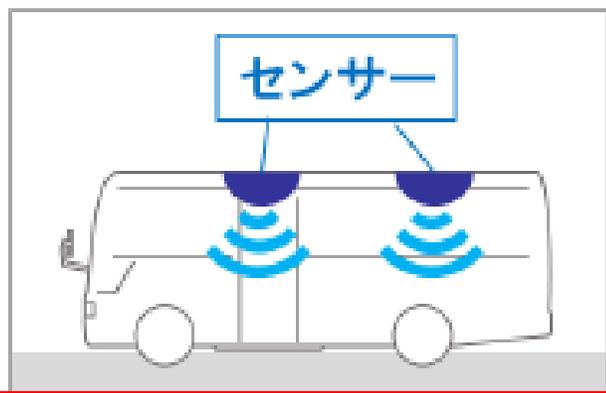
車内を確認し、運転者等が車両後部の装置を操作すると警報が停止

確認が一定時間行われなかった場合、更に、車外向けに警報

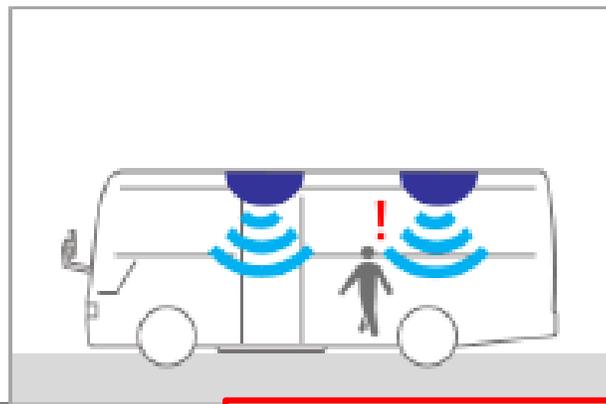
トピックス ～送迎車の安全装置について～

○自動検知式の装置

自動検知式の装置



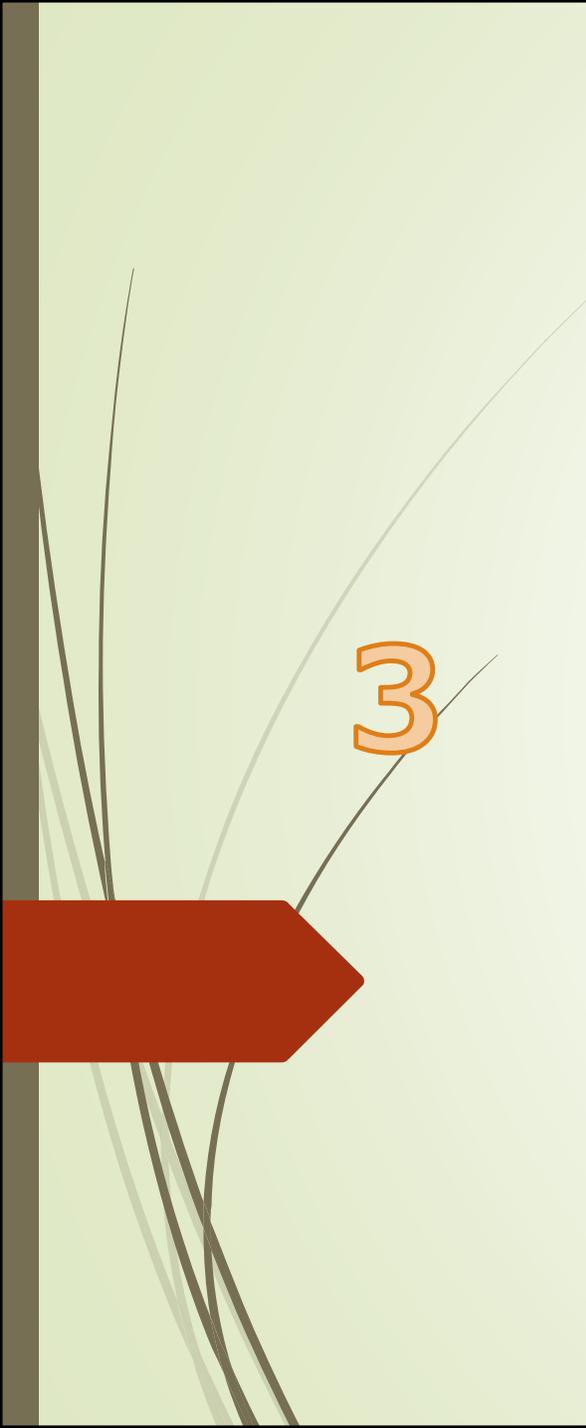
エンジン停止から一定時間後に
センサーによる車内の検知を開始



置き去りにされたこどもを検知すると、
車外向けに警報



資料「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」



3

感染症等まん延防止措置

感染症等まん延防止のための措置

■ 「委員会、研修、訓練」の頻度 【障害児系サービス】

委員会	おおむね3か月に1回以上 開催
研修	年2回以上 実施 (新規採用時 必須)
訓練	年2回以上 実施 (訓練 = シミュレーション)

※ 経過措置期間3年（令和6年4月から義務化）

4 関係法令等①

～法令～

- 児童福祉法、児童福祉法施行令、児童福祉法施行規則

～指定基準・運営基準～

- 東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例【[都条例第 139号](#)】
- 東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則【[都規則 第167号](#)】

～解釈通知等～

- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について【[障発第0330第12号](#)】

4 関係法令等②

～報酬告示～

- 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準【厚生労働省告示第122号】

～留意事項通知～

- 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について【障発第0330第16号】

～参考～

- 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き 令和4年4月
(厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室)
- 放課後等デイサービスガイドラインについて
(平成27年4月1日障発第0401第2号)
- 児童発達支援ガイドラインについて
(平成29年7月24日障発第0724第1号)

説明は、以上です。

サービス管理責任者等研修
の動画へお進みください。